

議 第 60 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
について

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第 3 号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 12 条中「勤務期間及び勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

第 16 条の 2 第 1 項中「、第 10 条の 2 及び第 12 条」を「及び第 10 条の 2」に改め、同条第 2 項中「第 12 条」を「第 10 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年条例第１９号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第１条 【略】 （給与の種類） 第２条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項の会計年度任用職員及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。 （１）次号及び第３号に掲げる職員以外の職員 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当 （２）フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当	第１条 【略】 （給与の種類） 第２条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項の会計年度任用職員及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。 （１）次号及び第３号に掲げる職員以外の職員 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当 （２）フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当 <u> </u>及び退職手当

(3) パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u> 第 3 条～第 11 条 【略】 （勤勉手当） 第 12 条 勤勉手当は、6 月及び 1 2 月に企業の経営状況その他の事情を考慮し、かつ、<u>人事評価の結果及び勤務の状況</u>に応じて支給する。 第 13 条～第 16 条 【略】 （会計年度任用職員についての適用除外） 第 16 条の 2 第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条の 2 <u>及び第 1 0 条の 2</u> の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。 2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「及び<u>第 1 0 条の 2</u>」とあるのは、「<u>第 1 0 条の 2</u> 及び第 1 3 条」と読み替えるものとする。 第 17 条 【略】 附 則 【略】	(3) パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。以下同じ。） 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> 第 3 条～第 11 条 【略】 （勤勉手当） 第 12 条 勤勉手当は、6 月及び 1 2 月に企業の経営状況その他の事情を考慮し、かつ、<u>勤務期間及び勤務成績</u>に応じて支給する。 第 13 条～第 16 条 【略】 （会計年度任用職員についての適用除外） 第 16 条の 2 第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 3、第 5 条の 2、<u>第 1 0 条の 2 及び第 1 2 条</u> の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。 2 前項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「及び<u>第 1 2 条</u>」とあるのは、「<u>第 1 2 条</u> 及び第 1 3 条」と読み替えるものとする。 第 17 条 【略】 附 則 【略】
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。